862
1

明治五壬申
正月廿二日

漂流著信記

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 : 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』　請求記号 862-1

ガラス使用

862
1

90

漂流著信記

明治五壬申正月廿二日

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 : 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(90)

和歌山縣管内第九拾五區

帝國圖書館

昭和二年八月

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1
ガラス使用

思ひの越おりしも[illegible]大に腿に[illegible]
お知らせ[illegible]
秘中に[illegible]
[illegible]
あつきに[illegible]右[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]酒ヲ呑度[illegible]
何[illegible]今[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
何[illegible]十八日[illegible]

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1
ガラス使用

イハンエと云人への指掌ニ種々耗を加ふるを
此事ニ十日余ニ遥ニ為ニ渡ル如ク蒸氣船出發
アメリカ交易船トハ名ノ四十人斗ニ乗ル迄ニ有ニ
此事ニ九月ニ到リ其ダハラ并ニ其ダカ此ニ三十人斗ニ
其ニ渡ル船ニ交易船ニ渡ル也 相發足流年
若無行ニ有ル人名ニ有カニシヤ。シモシ。
シサイ。イザミ。イヒトンセン。右五人ハアダハラノ人ニ
相交ニ有ニ蒸氣ニ乗ル迄 船合成船ニ人乗合ル帆

渡ル事ニ三十日ニ渡ル時ハ四十里斗ニ渡ル
アツトンニ日ニ而ニ交易船ニ是ハアナラシヤト云 而迄
百七十里斗有ニ此アナシヤニ三十日斗 遥ニ為ニ渡ル
夫ハセンガ云行又アツコン云行渡ニ交易船ニ手傳ル
日数二十六日ニ亞美利加ニ見船直接上陸ニ如
渡ニ陸ニ此所ニ有サンフランシスコト云所是ニ到
アメリカ之都ニ川岸ハ蒸氣燈帆船数ニ多
実ニ驚ル事如都ニ花やかなる事也 家造ハ

キヤマニ之参り　やきに斬罪に処せらるゝ由申候
往来の者ニ申付候斉藤出張之上見分之上役人ニ日本
船の若者気色車ニ申付候往来之者ニ致し申候
車夫十分ニ致候処花山居合て勝手次第之者為に候
相成居候事ニて當所之義ニ付候ニて相成申候得共
呼出しに相成　通辯人阿原清吉役所ニ引取ニ候
御役所ニ参り候極々同様揺キヤマニ送ニ役所
之無役所ニ而相成居候ニ付諸事取扱ニ而御座候

実右之様取扱候ニ付日本人之者共ニ而連行
對面致し兼而懐中ニ致し置當地ニ而諸役人
去年右様の次第ニ而漂流ニ付此方ニ相成候得共
當地之流浪者ニ而此度之儀相成候ニ付
諸々ニ而居合ニ而不知故漂流之者種々相成候
之事ニ而帰国致候此所ニ而漂流者之由ニ付
尤不都合之儀不致候様取計誠ニ相成
無是非事ニ付候　右書付之通ニ相成申候ニ付

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1　ガラス使用

此状持来法正月以来京都之近年
甘心帰国事日甚可夜帰村法御法庭之為
松阪御出庭之為織之以上之文日
新書之語也
白長谷

獵師村左之如書之者一此年慈聖國之降於右
古代、薪積之所以絶為朝夫國之現之事既
遠亞并利加、漂流諸国サンフランシスコトと
御伝之送了来四獵者以神奈川縣之日御

東京表に於引渡於日新宮綱本国中来一百
五名村方に於遠本人諸五名為出文手東京之
当地之将藤貴大金持両陛下右代之村出持両分
詰りのもの合東京中来之者本人五名御男早引
帯せしめ見出せしも
獵師村長賞満世
侍者様
[illegible]二十二人也
日村侍師
松本様
乙巳十四年

862
1

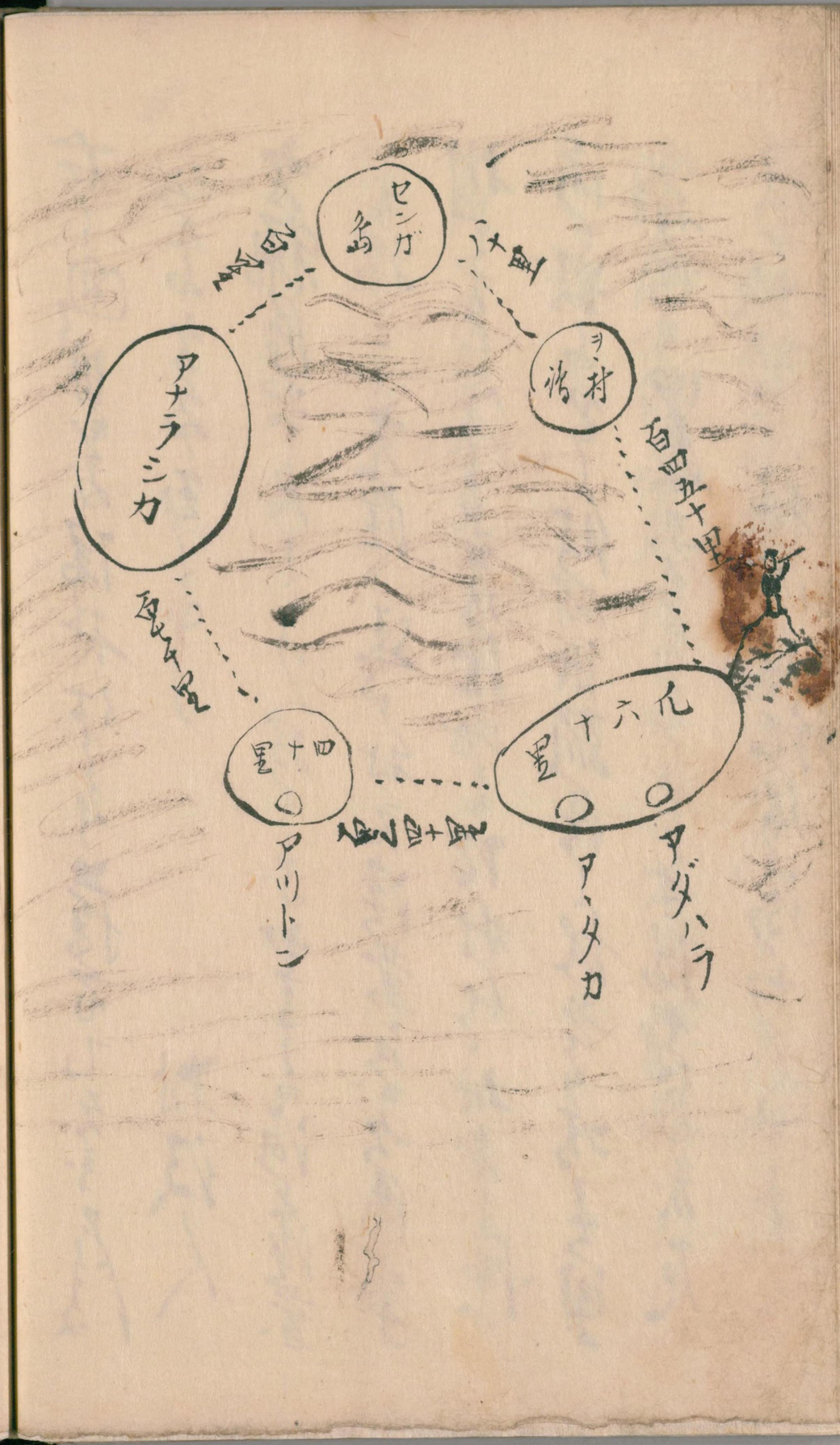

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 : 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1

ガラス使用

862
1

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記 ： 明治五壬申正月廿二日』 請求記号 862-1

ガラス使用

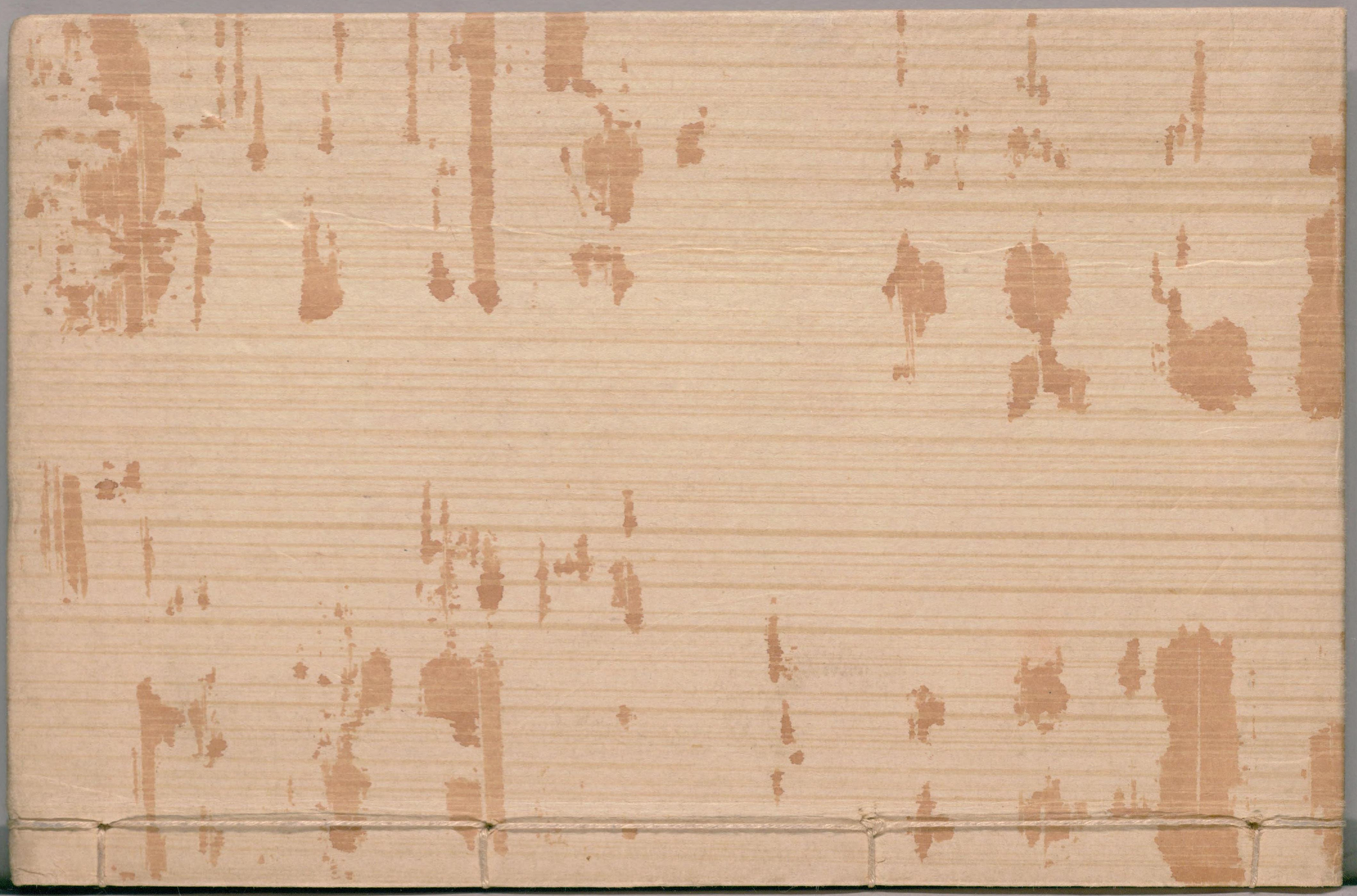

国立国会図書館　タイトル『漂流著信記：明治五壬申正月廿二日』請求記号 862-1
ガラス使用